

帝塚山学院大学における研究費等の管理・監査のガイドライン

	平成19年11月	1日
改正	平成20年10月	15日
改正	平成29年	4月 1日
改正	令和 6年	5月 1日
改正	令和 8年	4月 1日

第1節 大学内の責任体系の明確化

帝塚山学院大学における研究費等（科学研究費補助金等公的資金による研究費、個人研究費、研究者等及び研究内容を指定された特別寄付金による研究費、受託研究費、履修費及び実験実習費をいう。以下同じ。）の管理・監査の体制は、別図1「研究費等管理・監査体制」のとおりとする。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

－1 ルールの統一及び明確化

- （1）学長室総務課が、納品検査の実施を確実に行う。
- （2）物品の購入は、別図2「研究費等による物品の購入手続きの流れ」のとおりとする。
- （3）現金払いによる支出は、少額又は緊急かつ止むを得ない場合のみ行なうことができるものとする。
- （4）事務処理手続き等に関する大学内外の相談を受け付ける相談受付窓口を設置する。相談受付窓口の業務は、学長室総務課が行う。

－2 競争的資金等の執行に関する権限等について

事務処理の権限等については、学部の実効的な運営を目的に、学部経常費（研究費を含む。）については学部長及び大学事務局長、新規事業等については所属長及び大学事務局長を予算執行権限者とする。

－3 関係者の意識向上

- （1）研究費等については不正使用防止に関する誓約書または確認書を提出することとする。
- （2）新規採用時に、全員に対し、不正使用防止を目的とした説明を徹底する。
- （3）全取引業者に対し、調達制度を告知する。

－4 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- （1）不正行為に対しては、関係諸規程に則った調査を行い、就業規則に基づく厳正な処分を行う。
- （2）懲戒委員会の審議にあたっては、必要に応じて弁護士、公認会計士等の意見を聴取し、より公正な対応が取れるように配慮する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

－1 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

大学に研究費等不正使用防止委員会を設置し、不正防止計画を策定・実施する。

委員：学長（委員長）、副学長、研究科長、学部長、事務局長、学長室長、その他学長が指名する者

事務：学長室総務課

－2 不正防止計画の実施

研究費等不正使用防止委員会を不正防止計画推進部署とする。

第4節 研究費等の適正な運営・管理活動

- （1）研究費等の経理処理は、学長室総務課が所管する。

(2) アルバイト職員等の雇入れは、学長室総務課が行い、雇入れ通知時に注意喚起を行う。また、出勤簿管理は、学長室総務課が行う。

(3) 旅費については、科学研究費補助金等公的資金によるものは、宿泊費等について一定の上限を設定した帝塚山学院大学旅費規程による実費精算方式とする。また、航空運賃や新幹線の運賃等についても領収書等を添付する。

(4) 不正な取引に関与した業者は、本学との取引を停止する。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

(1) 通報窓口を設置し、帝塚山学院内部監査室がその業務を行う。

(2) 不正防止のための取り組みをホームページで公表する。

第6節 モニタリングの在り方

(1) 最高管理責任者である学長の直接の指揮のもとに、学長室総務課が、モニタリング及び実地検査を行う。

(2) 内部監査室は、随時公的補助金の管理・使用に係る監査を実施する。

(3) 内部監査室は、監事及び公認会計士と連携を図るものとする。

第7節 改廃権限

このガイドラインの改廃は、学長が行う。

第8節 その他

このガイドラインは、平成19年11月 1日から実施する。

(1) 研究費等以外の大学の経費についても、研究費等と同様にこのガイドラインに基づき執行するものとする。

別図1

別図2